

# 入札説明書

令和8年度 奈良中心市街地 交通対策調査業務委託

第 2-2 号

令和8年3月

奈良中心市街地公共交通活性化協議会

# 入 札 説 明 書

入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

## 1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

## 2 入札の手続

- (1) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 封筒については、「郵便封筒記載例」によります。
  - ① 「内封筒」及び「外封筒」の二重封筒とします。
  - ② 「内封筒」に入札書を入れ、表面に入札件名、名称等を記入し、内封筒裏面の2カ所を入札書で押印した印で封印（割印）してください。なお、内封筒の規格は、原則として長形3号（120mm×235mm）とします。

③「外封筒」に上記②で作成した内封筒を入れ、表面には、指定した提出場所、入札日、入札件名等を記入し、入札書在中と朱書きしてください。裏面には、差出人の住所、名称等を記入し、1カ所を入札書で押印した印で封印（割印）してください。なお、外封筒の規格は、原則として、角形2号（240mm×332mm）とします。

### 3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (4) 開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

### 4 落札者の決定方法

- (1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。落札候補順位については、開札後、閲覧に供します。

落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。

- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、それらの者があらかじめ入札書に記載した「くじ番号」を基に、下記に定める「くじ引きの方法」により、順位及び落札者を決定します。このため、入札書には「くじ番号」（任意の3桁の数字）を記入してください。番号の記載がない、あるいは数字が特定できない場合は、「000」を割り当てます。
  - ①入札書に「くじ番号」（任意の3桁の数字）を記入してください。
  - ②落札者となるべき同価格の入札をした者（以下「くじ対象者」という。）について、入札書提出の受付番号（以下「入札書受付番号」という。）順に、0, 1, 2・・・と落札判定番号を割り当てます。
  - ③くじ対象者の入札書に記載されたくじ番号及びくじ対象者の入札書受付番号を合算し、くじ対象者数で除して余りを求めます。
  - ④③で求めた余りと②の落札判定番号とが一致する者を落札者として決定します。次順位者は落札者の落札判定番号の次の番号の者とします。（例：0→1→2→0）

算定例（落札者となるべき同価格の入札をした者（くじ対象者）が3者の場合）

くじ対象者	A社	B社	C社
ア 入札書受付番号	1	2	3
イ 落札判定番号（アの小さい順）	0	1	2
ウ くじ番号（任意の3桁の数字）	1 1 1	7 8 9	3 2 1
エ アとウを合算した数字	1 1 2	7 9 1	3 2 4
オ エの総合計÷くじ対象者数	1 2 2 7 / 3		
カ オの余り	0		
キ 落札者	A社（次の順位者は、イの落札判定番号が1のB社）		

（2）開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を行った上で落札者を決定します。

また、最低価格で入札を行った場合であっても、競争入札参加資格の確認の結果によっては、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し競争入札参加資格の確認を行い、落札者が決定できるまで順次調査を実施します。

## 5 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

開札後、落札候補者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等を提出してください。

（1）競争入札参加資格確認申請書等

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式S1）

入札公告第2の1に掲げる資格について、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日号外建設省告示第717号。以下同じ。）第2条に基づく登録年月日及び登録番号、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録部門を様式S1に記載し、同規程第7条の規定による現況報告書（直近のもので地方整備局の受付印を押印したものの）の表紙の写しを添付してください。

イ 業務実績報告書（様式S2）

入札公告第2の3に掲げる業務実績等について、様式S2に記載してください。その業務実績を確認する資料として、当該業務がテクリスに登録されている場合は、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等の写し等を添付してください。

登録されていない場合は、記載した業務の履行実績が確認できる契約書、設計書又は仕様書等を提出してください。原本については内容確認後に返却します。

これらによることができない場合は、業務の内容が確認できる業務履行証明書（様式S2-2）を添付してください。なお、当該様式の1～5の事項について確認できるものであれば、必ずしも当該様式でなくてもかまいません。

ウ 配置予定技術者の資格等に関する報告書（様式S6-1、様式S6-2）

入札公告第2の4に掲げる資格等があることを示す書面を様式S6-1及び様式S6-2により作成してください。その内容を確認できる資料として、資格等を証する書面の写し及び雇用関係を証明する書類を添付してください。ただし、照査技術者について再委託する場合は、再委託先との雇用関係にあることを証明する書面を添付し

てください。

なお、管理技術者については、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3ヶ月以上の雇用関係（代表者可）にある者でなければなりません。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 入札公告第3に示す期限までに提出してください。

\* 期限までに提出されない場合は失格となります。

\* 次順位以降の者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。

(4) 提出方法 持参により提出してください。

(5) 提出書類の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。

## 6 業務委託費内訳書に関する事項

(1) 入札金額の内訳書は「業務委託費内訳書」様式を使用してください。

(様式ダウンロードページ)

<https://www.pref.nara.jp/4426.htm>

(2) 業務委託費内訳書は、レベル1の工事区分、レベル2の工種、レベル3の種別ごとに金額を明示し、業務番号、業務名、業務場所並びに商号又は名称及び所在地を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。

(3) 業務委託費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オに該当する場合は失格となりますので、間違いのないように作成してください。

ア 業務委託費内訳書を提出しない場合

イ 業務委託費内訳書の「業務価格（入札書記載金額）」欄に記載される金額が「入札書」に記載される金額と一致していない場合

ウ 業務委託費内訳書における項目の計及び合計の計算が間違っている場合

エ 業務委託費内訳書において仕様書に示された項目の金額を記載していない場合

オ その他記載内容に不備がある場合

(4) 提出期限 入札公告第3に示す期限までに提出してください。

\* 期限までに提出されない場合は失格となります。

\* 次順位以降の者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。

## 7 聞き取り

必要に応じて提出書類等について聞き取りを実施します。聞き取りに応じない場合は、失格となります。

## 8 技術者の配置

落札者は5の(1)のウに定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置するものとします。

業務の実施にあたって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合により、同等以上の技術者に変更する場合に限りです。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、了解を得なければなりません。

9 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。

10 入札及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良中心市街地公共交通活性化協議会事務局

(奈良県県土マネジメント部道路建設課企画係)

電 話 0742-27-7495